平成 17 年度

首都圏整備に関する年次報告

要旨

全 体 構 成

第１章　首都圏整備をめぐる最近の動向
　　第１節　首都圏における人口動向の変化と居住動向
　　第２節　産業及び大学の立地の動向
　　第３節　首都直下地震対策に関する動向
　　第４節　首都圏整備制度の見直し

第２章　首都圏の現況
　　第１節　人口・世帯数の状況
　　第２節　活力創出に資する機能の状況
　　第３節　個人主体の多様な活動の展開
　　第４節　環境との共生
　　第５節　安全・快適で質の高い生活環境の整備
　　第６節　将来に引き継ぐ社会資本の整備

第３章　首都圏整備の推進

資　料　首都圏整備に関する各種データ

この文書は、首都圏整備法（昭和３１年法律第８３号）第３０条の２の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について報告を行うものである。

【第１章　首都圏整備をめぐる最近の動向】
首都圏の近年の動向の中で、特徴的な事柄や圏域整備に資する施策について記述。

第１節 首都圏における人口動向の変化と居住動向

我が国では少子高齢化の進展により、人口減少局面に入りつつあるが、首都圏においては、東京圏を中心に今後 10 年程度は増加することが見込まれている。しかし、東京圏において、平成 12～17 年の人口の増減を見てみると全域で人口が増加しているわけではなく、東京都心部で増加傾向が強くなる一方で、近郊整備地帯の外縁部等が減少傾向となっている（図１）。このことから、首都圏に流入する人口を近郊整備地帯が受け入れ、既成市街地の急激な人口増加の抑制に寄与するといったこれまでの人口動向に大きな変化が生じていると考えられる。

そこで、東京圏において平成 12～17 年で人口動向の顕著な変化がみられる東京都心部及び近郊整備地帯で人口が減少している市区町に着目し、それぞれの地域における世帯移動の状況やその特徴などについて分析する。

図１　既成市街地及び近郊整備地帯における人口増減

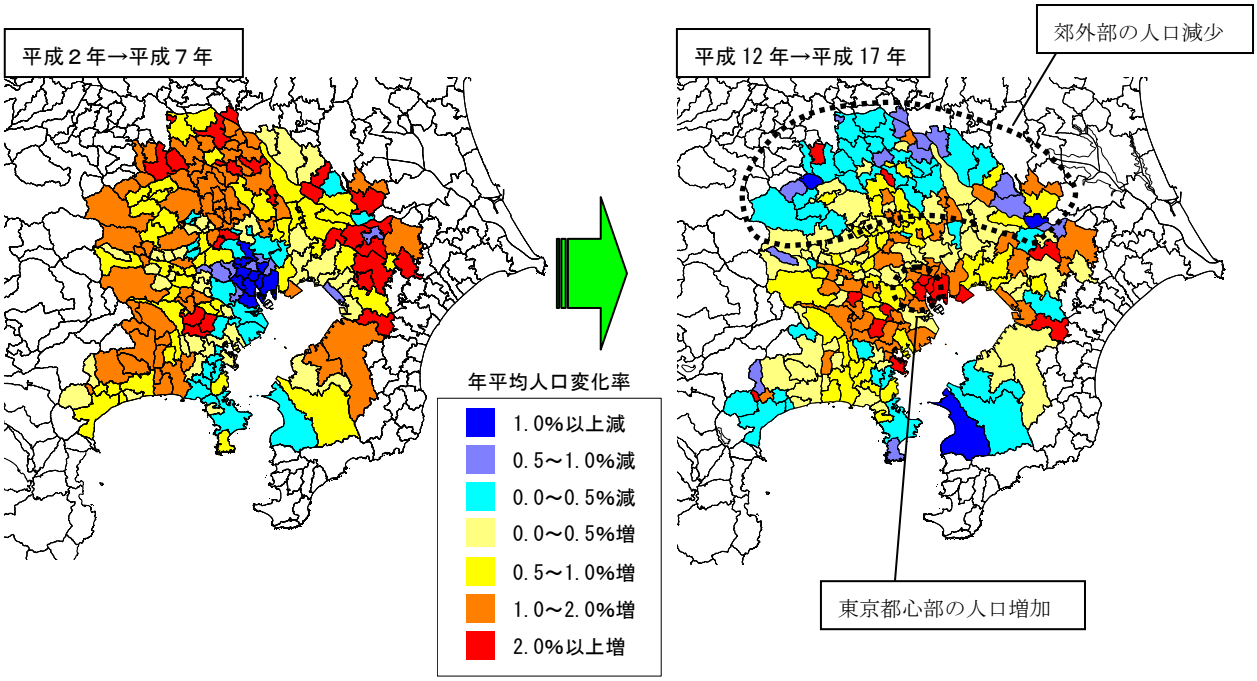

注：市区町村界は平成 17 年 10 月１日時点に修正。千葉市、横浜市、さいたま市の各区については、国勢調査の数値を基に国土交通省国土計画局が加工。
資料：「国勢調査」（総務省）を基に国土交通省国土計画局が作成

１．都心部における世帯移動等の状況

平成２～17 年の東京 23 区の人口推移をみると、減少から増加傾向に転じた（図２）。

そこで、東京都心部において平成 12～17 年の人口増加率が 15%以上と特に高かった都心３区（千代田区、中央区、港区）に着目し、世帯の動向及びその特徴を見てみる。

(1) 世帯の転出入超過数の推移

平成５年、10 年、15 年までの各５年間に移動した世帯について都心３区における世帯の転出入超過の状況をみると、平成５年までの５年間で、転出超過となっていたが、平成 10 年までの５年間ではその数が減少し、平成 15 年までの５年間では、転入超過となっている。特に、既成市街地（都心３区以外）の世帯動向の変化が大きい（図３、４）。

図２　東京 23 区の人口推移

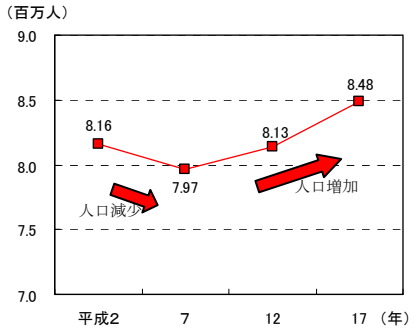

資料：「国勢調査」（総務省）により
国土交通省国土計画局作成

図３　都心３区における世帯の転出入超過の状況

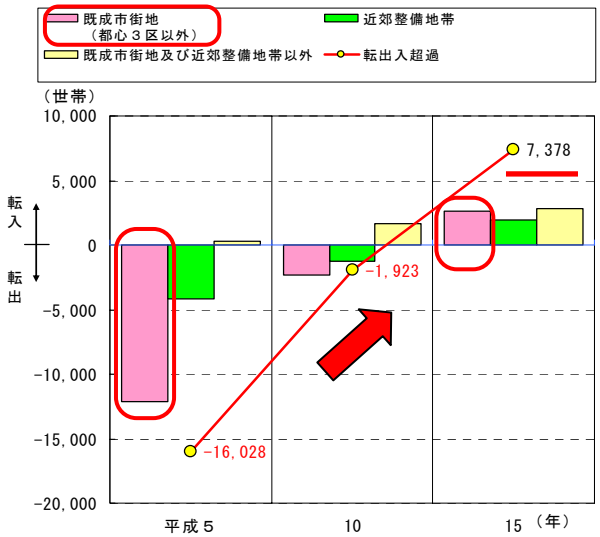

注：平成５、10、15 年までの各５年間に移動した世帯を対象。
資料：「住宅統計調査」及び「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図４　都心３区における世帯の転出入超過の状況（平成５年、平成 15 年）

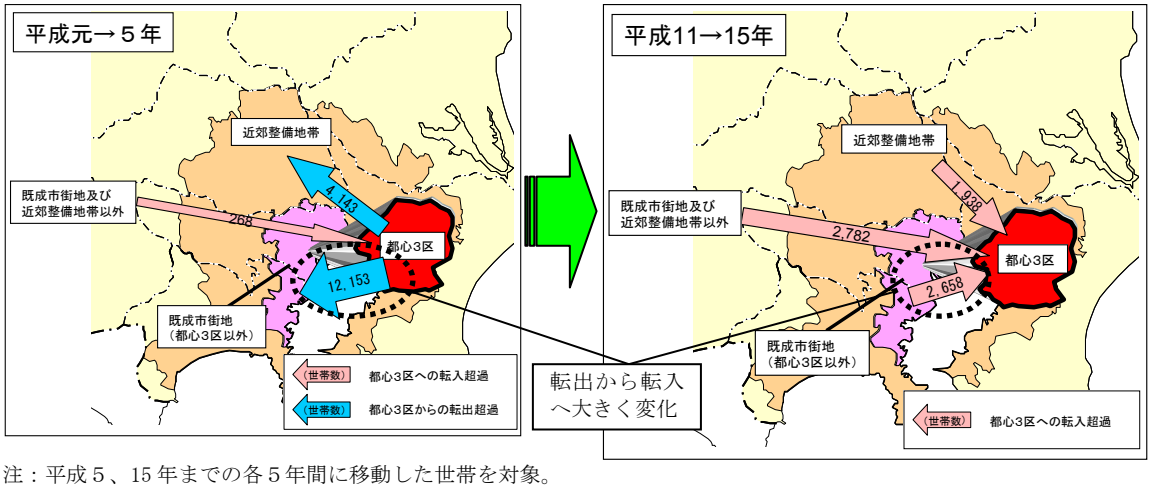

注：平成５、15 年までの各５年間に移動した世帯を対象。
資料：「住宅統計調査」及び「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

また、転入超過がみられた平成 15 年までの５年間について、区別の転入超過をみると、中央区で特に多くなっている（図５）。

図５　区別の転入超過世帯数（都心３区）

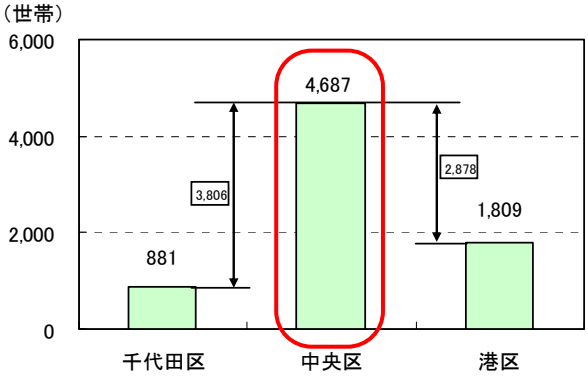

注：平成 15 年までの５年間に移動した世帯を対象。
資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により
国土交通省国土計画局作成

（２）世帯主年代別の状況

世帯主年齢別に平成 15 年までの５年間の都心３区の転出入の超過をみると、65 歳未満で転入超過となっており、特に 35～44、45～54 歳の転入超過が大きい。一方、65 歳以上については、834 世帯の転出超過となっている（図６）。

また、世帯主年齢別に転入及び転出世帯の割合を見てみると、25～44 歳の割合が高く、転入 54.2%、転出 56.6%と５割強を占めており、65 歳以上については、転入 5.5%、転出 11.3%と全体に占める転入及び転出の割合は低い（図７）。

図６　都心３区における世帯主年齢別の転出入超過の状況

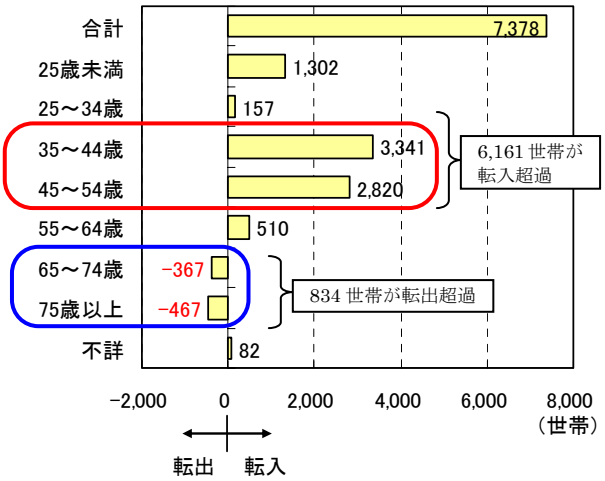

注：平成 15 年までの５年間に移動した世帯を対象。
資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により
国土交通省国土計画局作成

図７　都心３区における世帯主年齢別の転入及び転出世帯の割合

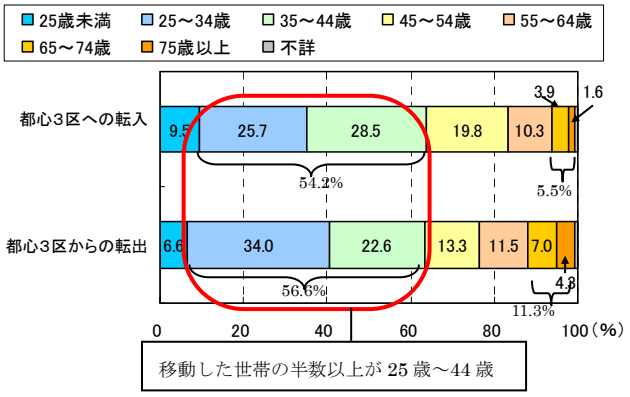

注：平成 15 年までの５年間に移動した世帯を対象。
資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により
国土交通省国土計画局作成

35～44 歳の世帯と 65 歳以上の世帯について、都心３区における転出入世帯の住宅種別状況をみると、35～44 歳では、持ち家（共同住宅）への転入超過が最も大きくなっている。一方、65 歳以上では、持ち家（一戸建）からの転出超過が最も大きく、多様な地域に転出している（図８）。

図８　都心３区における転出入世帯の住宅種別状況

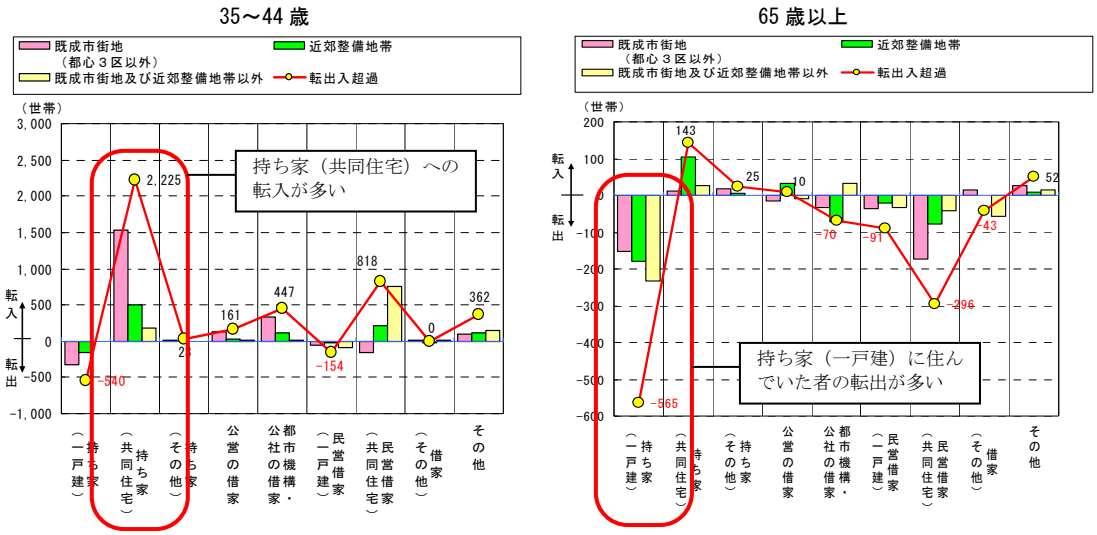

注：平成 15 年までの５年間に移動した世帯を対象。住宅種別は、転出超過の場合は転出前における住宅種別を表し、転入超過の場合は転入後における住宅種別を表している。
資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

２．近郊整備地帯における人口減少市区町の状況

平成 12～17 年にかけて近郊整備地帯において人口が減少した自治体について市区町単位（人口減少市区町）で、世帯移動の状況や、居住構想等の分析を行う。

（１）人口減少市区町における近年の世帯移動の動向

平成 15 年までの５年間における人口減少市区町からの世帯移動の状況について見てみると、既成市街地及び近郊整備地帯以外からの転入超過となっているものの、既成市街地や近郊整備地帯に対しては転出超過となっているため、全体としては、約 11,000 世帯の転出超過となっている。転出入超過先についてみると、近郊整備地帯（30km 圏内）では約 1,600 世帯、それ以外の既成市街地及び近郊整備地帯（30～40km 圏、40km 以遠）では、約 4,200～4,800 世帯の転出超過となっている（図９）。世帯主年齢別にみると、65 歳以上で転入超過、65 歳未満で転出超過となっており、都心３区とは逆の状況となっている（図 10）。

図９　人口減少市区町における世帯の転出入超過の状況

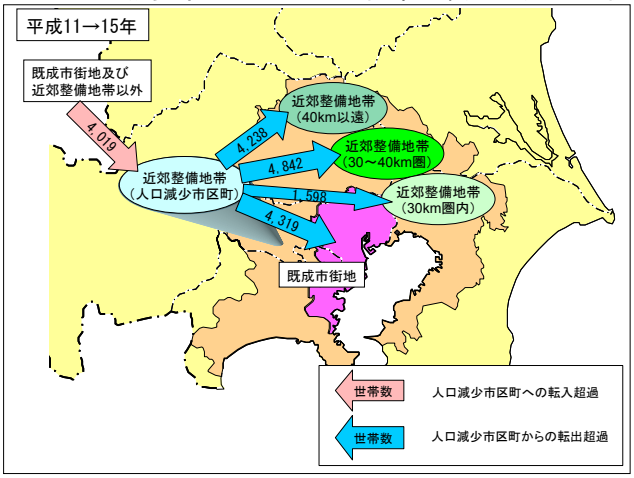

注：平成 15 年までの５年間に移動した世帯を対象。
資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図 10　人口減少市区町における世帯主年齢別の世帯の転出入超過の状況

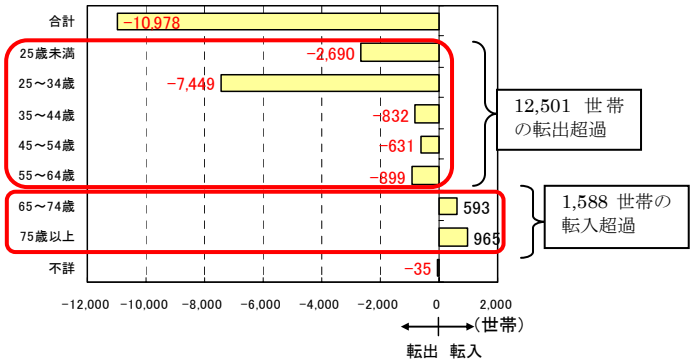

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

（２）人口減少市区町における世帯・住宅の特徴

平成 15 年の住宅種別の割合を見てみると、持ち家（一戸建）の割合は、人口減少市区町の方が、その他の近郊整備地帯（その他近郊整備地帯）よりも高く、民営借家（共同住宅）の割合は、人口減少市区町の方が、その他近郊整備地帯よりも低い（図 11）。また、世帯主年齢別に世帯数の割合をみると、65 歳以上の割合は、人口減少市区町の方が、その他近郊整備地帯よりも高く、55～64 歳でも人口減少市区町の割合が高い（図 12）。人口減少市区町では、若い世代の転出超過及び高齢層の転入超過の傾向から、今後、高齢層の割合がさらに高まることが想定される。

図 11　近郊整備地帯における住宅種別の割合（平成 15 年）

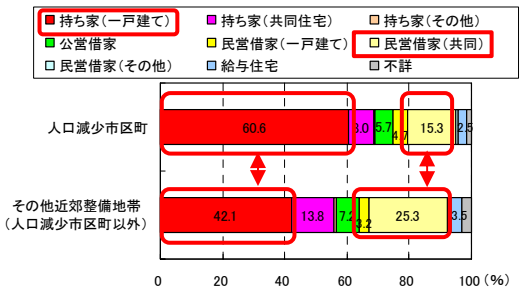

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図 12　近郊整備地帯における世帯主年齢別世帯数の割合（平成 15 年）

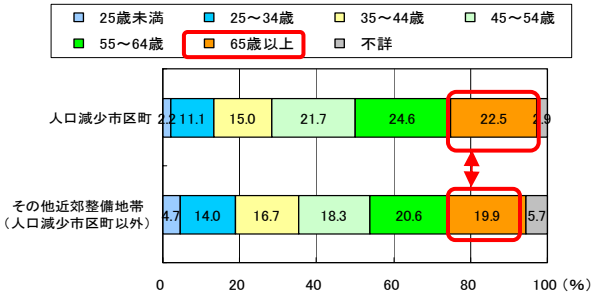

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

人口減少市区町では、最寄り駅から 2,000m 以上及び市街化区域以外に立地する住宅数の割合が、その他近郊整備地帯に比べて高くなっている。（図 13、14）

図 13　近郊整備地帯における最寄り駅までの距離別住宅数の割合（平成 15 年）

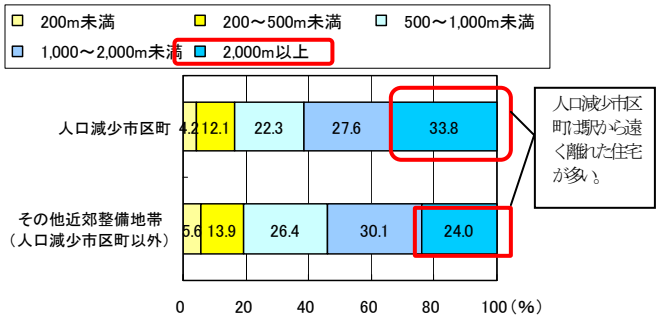

図 14　近郊整備地帯における都市計画区域別住宅数の割合（平成 15 年）

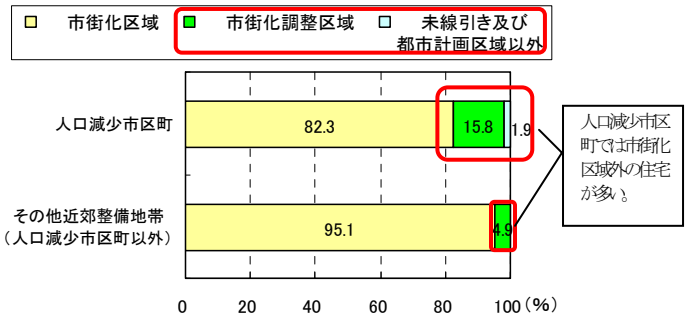

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

（３）人口減少市区町における空き家及び近年の住宅供給の状況

近郊整備地帯の平成 10～15 年の空き家率の推移をみると、その他近郊整備地帯では、10.5%から 10.3%に減少している一方で、人口減少市区町では 10.2%から 11.0%に増加している（図 15）。また、平成 15 年の空き家の内訳をみると、賃貸用及び売却用の住宅の割合は、人口減少市区町の方が、その他近郊整備地帯よりも低くなっている（図 16）。

図 15　近郊整備地帯における空き家率の推移（平成 10→15 年）

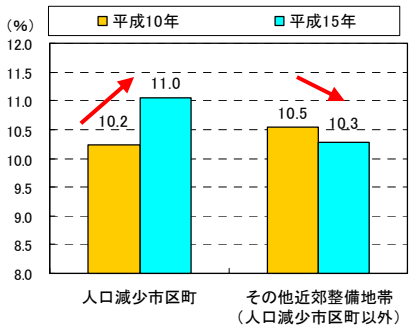

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図 16　近郊整備地帯における空き家の内訳（平成 15 年）

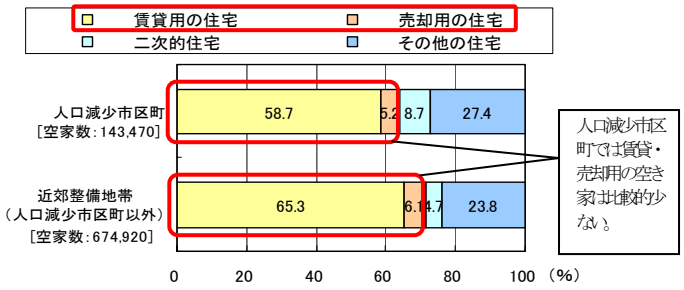

注：「二次的住宅」とは避暑用等のふだんは人が住んでいない住宅を指す。

最寄り駅までの距離 1,000m 未満及び市街化区域内に立地する空き家の割合は、住宅全体の割合に比べて高く、人口減少市区町において、空き家は市街地寄りに立地している（図 17、18）。

図 17　人口減少市区町における最寄り駅までの距離帯別空き家及び住宅全体の分布（平成 15 年）

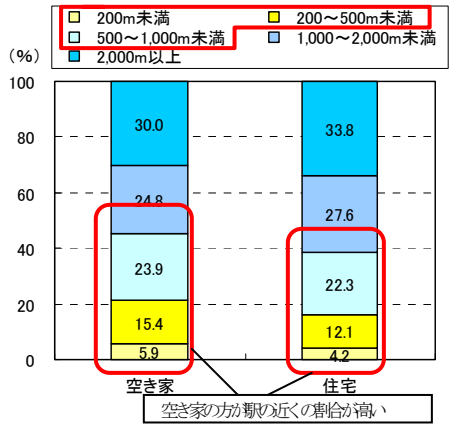

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図 18　人口減少市区町における都市計画区域別空き家及び住宅全体の分布（平成 15 年）

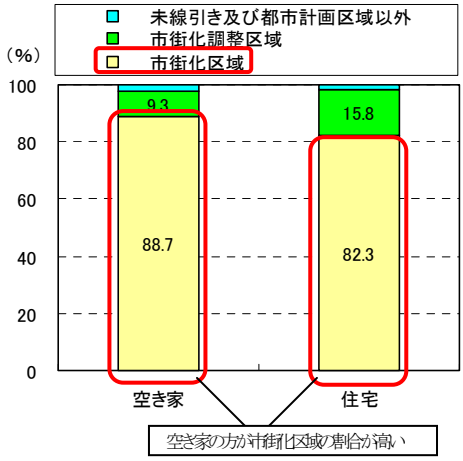

所有関係別に平成 10～15 年の住宅数の増減をみると、その他近郊整備地帯は、持ち家（一戸建）、持ち家（共同住宅）及び民営借家（共同住宅）と比較的多様に住宅増加がみられるが、人口減少市区町は、持ち家（一戸建）の増加が際だっている（図 19、20）。

図 19　人口減少市区町の所有関係別の住宅数の増減（平成 10→15 年）

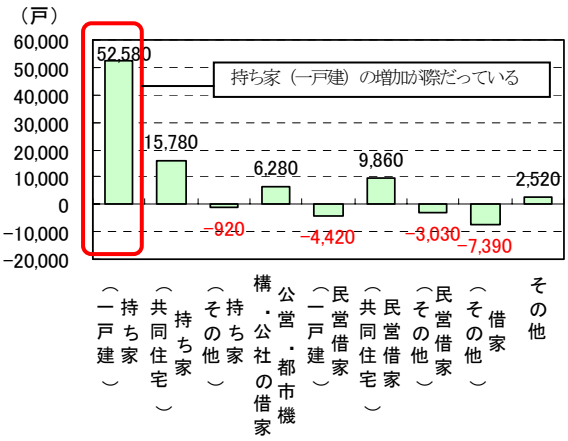

図 20　その他近郊整備地帯（人口減少市区町以外）の所有関係別の住宅数の増減（平成 10→15 年）

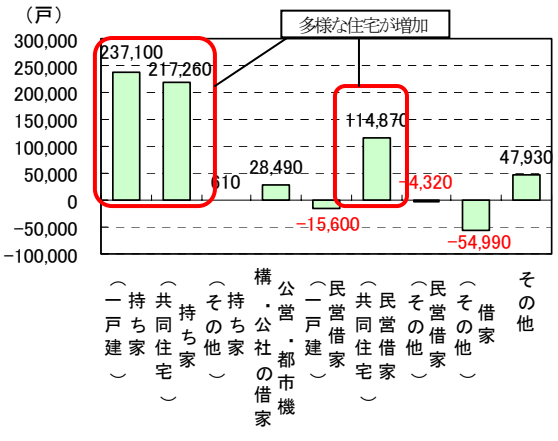

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

都市計画別に平成 10～15 年の住宅数の増減率をみると、人口減少市区町は、その他近郊整備地帯に比べて低いものの、一定量の住宅供給がなされている。市街化区域外についてみると、その他近郊整備地帯で 1.3%減少しているのに対して、人口減少市区町では、1.8%増加している。人口減少市区町では、住宅供給が市街地に集中せずに、低密になされていることが想定される（図 21）。

以上の結果より、人口減少市区町とそれ以外の近郊整備地帯における居住の動向を比較すると、人口減少市区町の特徴として、既存宅地の空洞化と周辺部への低密度な宅地の拡散が、人口減少と並行して進行していると考えられる。

実際の人口減少地区では、昭和 40 年代までに一斉に宅地化され、世帯分離による若年人口の転出、さらには、世帯の減少とこれに伴う空き家・空き店舗の増加が進み、また、これら空き家・空き店舗の建て替え、再活用も遅れている地区がみられる。

図 21　近郊整備地帯における都市計画区域別の住宅数の増減率（平成 10→15 年）

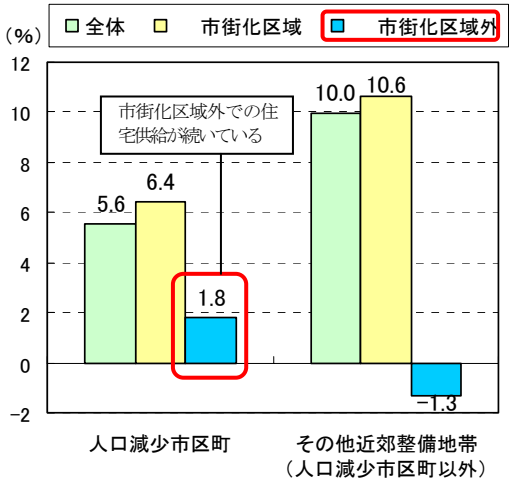

注：都市計画区域外については、市街化調整区域、未線引き及び都市計画区域外を示す。
資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

一方、このような人口減少地区である市街地の周辺部においては、宅地開発が行われ、比較的取得が容易であることから、世帯主が 30～40 歳代の世帯が転入するといった状況がみられ、自治体全体としてみると非効率な状態にあると考えられる。

今後、首都圏郊外部の活力維持に向けては、まちなか居住の推進と市街地周辺部の低密度な開発の抑制を進める必要がある。

第２節　産業及び大学の立地の動向

（産業）

１．産業の国内回帰の動向について

日本経済は平成 14 年初より回復局面にあり、製造業についても設備投資、生産、輸出が増加している。世界経済がグローバル化する中で製造事業者は、世界の中で最適な地域で生産し、その製品が必要とされている地域へ販売する最適立地を目指す機能分担を行っている。そのような状況の下、製造事業者は、事業環境の優位性を再認識し、国内における立地を増加させている。製造業の国内立地が見直される背景は、高度化・多様化している国内の消費者ニーズを短期間で的確に捉える情報収集力、市場と生産の直結による生産への円滑な移行による短期間での製品の市場投入が必要になっていることがあげられる。

２．産業の立地動向について

首都圏のうち東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の製造業の対全国シェアは、これまで減少傾向にあった。しかし、製造業の日本国内への回帰現象が起きている中で、平成 17 年度の東京圏の設備投資の計画額とその対全国シェアはともに大きく増加している（図１）。

さらに近年、製造業の研究所や研究開発型工場の立地が増えつつある。

東京圏の製造業の設備投資は、情報家電や電子部品関連といった電気機械、一般機械で増加し、設備の能力増強や研究開発投資等を図っている。非製造業の設備投資は、不動産、鉄道、運輸等を中心に増加している。一方、北関東（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）の製造業の設備投資は、鉄鋼、一般機械、化学が増加し、設備の改修や能力増強を図っている。非製造業の設備投資は、電力や運輸が増加し、保安・安全対策を図っている。

また、近年、研究所や研究開発型工場の立地が多くみられる要因として、事業者が主に技術者等の人材の確保、研究開発部門と本社・既存工場・関連企業・ユーザーとの近接性に基づく連携を重視していること、地価下落や土地の流動化により用地確保が容易になったこと、平成 14 年 7 月に工場等制限制度の廃止による工場立地に係る規制緩和などが考えられる。

図１　東京圏の投資額と対全国シェア

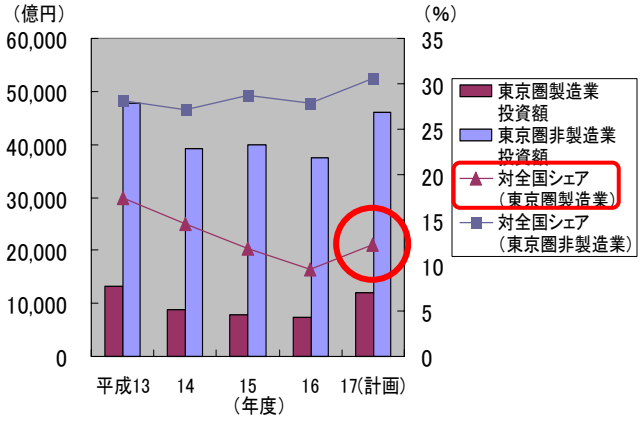

注：平成 16 年度以前は実績、平成 17 年度は計画
注：調査対象は、農業、林業、金融保険業、医薬業などを除く全業種で、原則として資本金１億円以上の民間企業
注：設備投資の範囲は、自社の有形固定資産に対する国内投資で、かつ建物、建築物、機械装置ならびに土地の購入、改良造成（但し、不動産業における分譲用を除く）に対する投資
資料：日本政策投資銀行資料より国土計画局作成

東京圏における研究所の事例
（テクノハブイノベーション川崎）

資料：川崎市

テクノハブイノベーション川崎での研究開発の様子

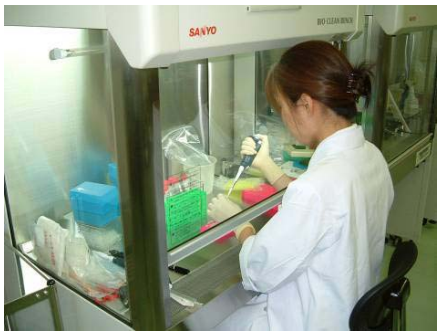

資料：川崎市

（大学）

１．大学等の都心立地について

近年、東京圏の大学等は、郊外から都心への移転や都心における機能拡充の傾向が見られる（図２）。

このような動向の要因としては、平成 14 年の工場等制限制度廃止による立地規制の緩和を背景として、18 歳人口の減少により困難となりつつある学部学生の確保のため、利便性が高い立地が求められたこと、キャンパス集約化によるコスト削減が図られたこと等があげられる。

図２　都心部の大学等のキャンパス動向について

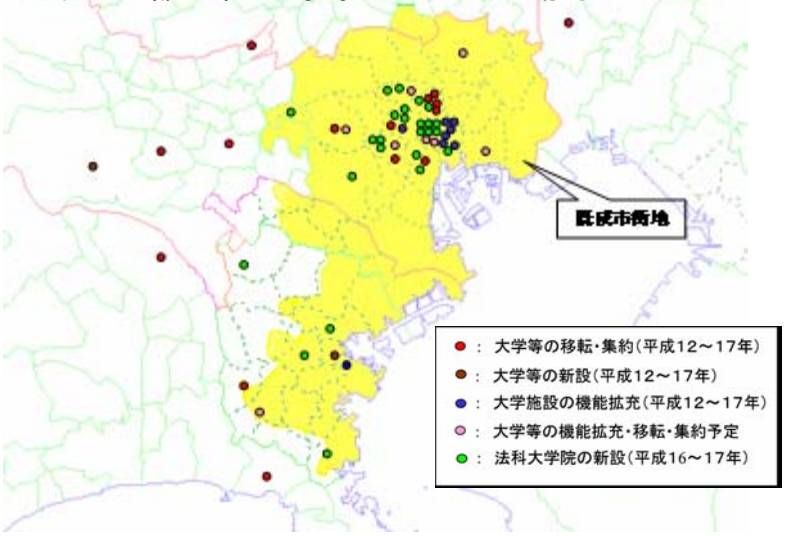

資料：(財)日本開発構想研究所資料及び国土計画局資料より
国土計画局作成

また、このような都心での機能拡充とともに、産学官連携の推進が図られており、専門職大学院の新設による社会人学生の確保なども併せ、大学は、より多面的な機能の展開を見せている。

第３節　首都直下地震対策に関する動向

首都圏においては、およそ 200～300 年周期で観測されている関東大震災クラス（Ｍ８）の地震と、その間に発生する Ｍ７クラスの直下型地震が想定されている。特にＭ７クラスの地震は、今後 100 年の間に数回発生すると考えられている。さらに、首都圏は、政治、行政、経済等の中枢機能が高密度に集積し、大規模地震による人的・物的被害や経済的被害は甚大なものになると予想される。このような被害の軽減は喫緊の課題であり、関係機関において様々な取組がなされている。

１．中央防災会議における取組

中央防災会議では、平成 15 年に「首都直下地震対策専門調査会」を設置し、首都の特性を踏まえた視点から直下地震対策の検討が進められ、平成 17 年２月には首都直下地震に関する被害想定を公表した。首都直下地震のうち、東京湾北部を震源とする M7.3 の地震については、最大で、死者１万１千人、建物全壊棟数・火災焼失棟数 85 万棟に及ぶことが試算された。

この被害想定をもとに、「首都直下地震対策大綱」（図１）が平成 17 年９月に策定され、これに基づき、平成 18 年４月には、定量的な減災目標と具体的な実

現方策を定める「地震防災戦略」及び地震発生時の各機関の具体の役割等を定める「応急対策活動要領」が策定された。「地震時経済対策要領」についても、平成 18 年度から検討が開始される予定である。

図１　首都直下地震対策大綱の概要

資料：内閣府

２．関係省庁における取組

（建築物の耐震化）

首都直下地震の被害想定においては、揺れによる全壊棟数が 15 万棟、死者数は約 3,100 人に及ぶ（東京湾北部地震 M7.3 の場合）と試算されており、耐震化による被害の軽減が重要である。しかし、現在、住宅総数のおよそ 25%が耐震性が不十分であると推計されており、また、公立小中学校等の公共施設は、震災時には避難場所や応急活動の拠点となるため耐震化が求められるが、多くの地方公共団体で５割程度にとどまっているのが現状である。（図２）

国土交通省では、平成 17 年 10 月に

図２　首都圏における公立小中学校施設の耐震化率

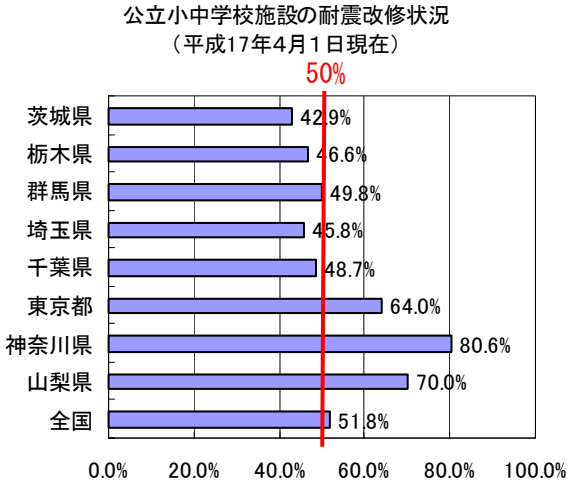

注：耐震化率とは、総施設棟数に対する、昭和 57 年以降に建築された施設棟数、昭和 56 年以前に建築されたもののうち耐震診断の結果改修不要の施設棟数並びに改修済みの施設の棟数の割合

資料：「公立学校施設の耐震改修状況調査」（文部科学省）より国土交通省国土計画局作成

「耐震改修促進法」を改正し、計画的な耐震化の促進や、建築物の所有者等に対する指導等の強化を行い、あわせて耐震化の支援制度を拡充した。

（交通施設の耐震性向上）

震災後の応急・復旧活動においては、人及び物資の円滑な輸送が欠かせないため、交通機能の確保が課題となる。このため、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強３箇年プログラムを策定するなど、交通施設の耐震性向上を推進している。

（基幹的な広域防災拠点の整備）

広域的な救助活動や全国や世界からの物資等の支援の受入といった災害対策活動の核となる現地対策本部機能が必要であり、東京都有明の丘地区では公園事業、川崎港東扇島地区では港湾整備事業により基幹的広域防災拠点の整備が進められている。

（震災後の企業の事業継続支援）

震災後においても、企業が最低限の業務を継続し可能な限り短時間で事業を再開できるよう、BCP（事業継続計画）策定を支援することを目的として、平成17年８月に内閣府が「業務継続ガイドライン」を、平成18年２月に経済産業省が「中小企業BCP策定運用指針」を公表した。

（広域的な災害医療派遣体制の確立）

震災後の応急復旧段階において専門的な研修を修了した医師、看護師等が救命処置等の医療活動を行えるよう、首都圏各地において災害医療派遣チーム（DMAT）が結成されている。厚生労働省では、DMAT に参加する医師等の研修・登録を行うとともに、都道府県等がDMATの運用計画を定める際の指針となる「日本DMAT活動要領」を平成18年４月に策定し、DMATに関する体制の強化を推進している。

３．地方公共団体における取組

（１）八都県市における取組

八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市）では、震災時に連携が必要な幅広い事項についての相互応援協定である「八都県市災害時相互応援に関する協定」を締結しているほか、平成17年には、コンビニエンスストアなどの13の事業者との間で、災害時における帰宅困難者支援に関する協定を締結した。この協定では、帰宅困難者等を支援するため、各事業者の店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として位置付け、災害発生時における水道水の提供やトイレの貸し出し、避難に関する情報提供を行うこととしている。

（２）東京都等における取組

（より即地的な被害の想定）

首都直下地震への対策を考える上で前提とすべき被害想定について、東京都では、より即地的なデータをもとに被害想定を平成 18 年３月 28 日にとりまとめた。今後、この結果を踏まえて地域防災計画の見直し等に着手することとなっている。

（建築物の耐震化に関する取組）

住宅やマンションなど建築物の耐震化を推進するため、東京都内の市区においては、各々助成制度を設けている（耐震診断助成制度 23 区 12 市、耐震改修助成制度 19 区７市）。

東京都では、木造住宅やマンションなどの耐震診断について、市区に対する費用の助成を平成 18 年度から実施する。特にマンションの耐震診断については、平成 18 年度からの緊急３ヵ年で約 5,500 棟という目標を掲げている。

（帰宅困難者対策に関する取組）

新宿区や千代田区では、区内の企業などと協力し、帰宅困難者のための対策訓練を平成 18 年１月 17 日に実施した。訓練では、千葉、埼玉、多摩、神奈川の４方面別に徒歩帰宅訓練を実施し、これに併せて、公園などの帰宅困難者支援拠点における運営訓練や、交通や災害の状況についての情報を伝達する訓練が行われた。

４．民間組織等による取組

行政による取組だけではなく、市民団体による自主的な防災意識の向上を目指した取組や、地区の企業による帰宅困難者対策の取組、医療関係者による災害時に医療支援を行うための取組など、様々な主体による取組がなされている。

千代田区大手町、丸の内、有楽町に立地する企業が「東京駅周辺防災隣組」を設立し、災害時における帰宅困難者対策のために、平常時からの防災情報・技術の共有化や防災訓練を実施している。平成 18 年１月 17 日には、東京在住の外国人を対象とした帰宅困難者避難訓練を主催し、約 60 人の外国人の参加のもと、応急訓練や携帯電話を用いた避難に関する英文メッセージの伝達などの実践的な訓練が実施された。

外国人帰宅困難者避難訓練

資料：千代田区

第４節　大都市圏整備計画体系の見直し

これまで、首都圏整備法に基づく諸制度は、主に既成市街地における産業及び人口の集中抑制と中枢管理機能の分散を目的としていたが、成熟社会での首都圏においては、既存の集積やストックを有効に活用しつつ、広域的な課題に柔軟に対応していくことが求められる。

このため、首都圏をはじめとする大都市圏制度については、新たな国土形成計画との整合を図りつつ、制度のあり方を検討することとし、平成１８年３月には、国土審議会首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会に各部会共通の「大都市圏制度調査専門委員会」を設置し、具体的な検討に着手した。

【第２章　首都圏の現況】

産業、居住、環境、社会資本整備など各分野における首都圏の現況について記述。

第１節　人口・世帯数の状況

平成 17 年国勢調査速報値による 10 月 1 日現在の首都圏の人口は 4,237 万人で、全国の 33.2%を占め、前回 12 年に比べ 105 万人の増加となった。また、５年ごとの人口増加率は、これまで増加幅を縮小してきたが、今回平成 12 年～17 年では 2.5%と、若干増加幅を拡大した（図１）。

図１　首都圏の人口及び人口増加率の推移
（昭和 45 年～平成 17 年）

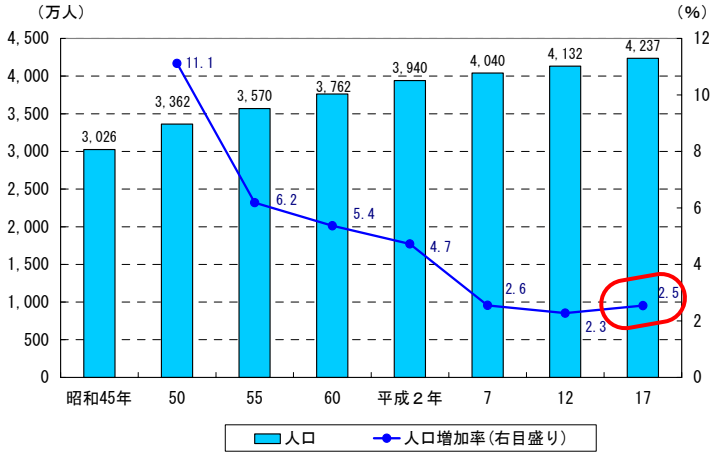

都県別に見ると、平成７年～12 年では首都圏のすべての都県で人口増加であったが、12 年～17 年では増加率が上昇したのは東京都（4.2%）と神奈川県（3.5%）のみで、群馬県、茨城県及び山梨県は人口が減少した（図２）。

平成 17 年国勢調査速報値による 10 月 1 日現在の首都圏の世帯数は 1,723 万世帯で、全国の 34.8%を占めている。これは、前回 12 年に比べ 115 万世帯の増加となった（図３）。

図２　都県別人口増加率
（平成７年～12 年、12 年～17 年）

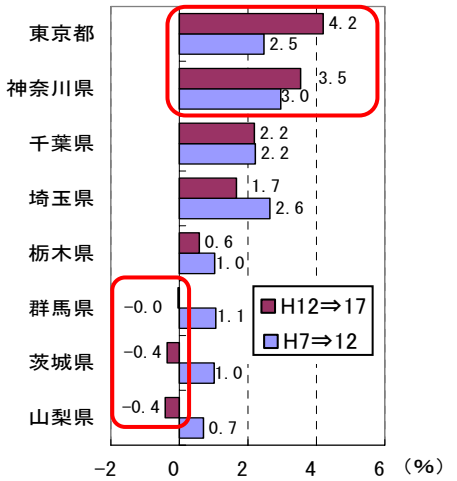

図３　首都圏の世帯数及び１世帯当たり人員の推移
（昭和 45 年～平成 17 年）

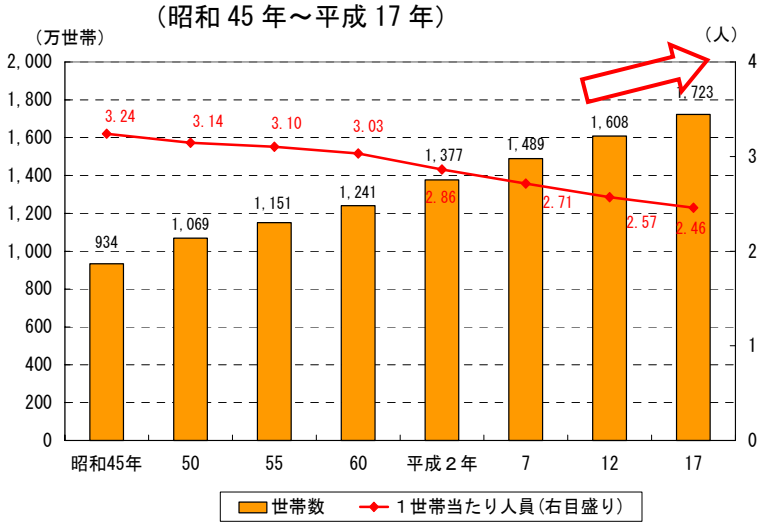

資料：図１～３とも、「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成。
ただし、平成 17 年数値は要計表による速報値。

第２節　活力創出に資する機能の状況

１．　最近のオフィス需給動向

都区部の賃貸事務所の空室率は、平成 15 年の東京都区部における大規模ビルの大量供給により、平成 15 年には 0.8 ポイント上昇し、6.9％となった。しかし、それ以降は景気回復に伴い低下に転じ、平成 17 年末においては、4.0％となっており、ＩＴ関連業種等が旺盛な需要を示していた平成 12 年当時と同水準となっている。

図１　空室率と新規供給面積の推移

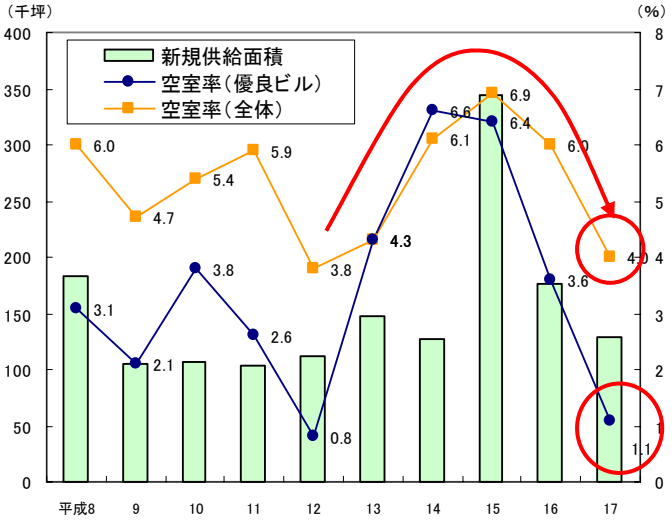

注：新規供給面積は年間の値、空室率は年末の値（東京 23 区）。
　　優良ビルは、都心 5 区のオフィス街において規定の機能を備えたもの
資料：（株）生駒データサービスシステム資料により
　　国土交通省国土計画局作成

また、一定の規模や設備を有する優良ビルの空室率については、都区部全体の空室率の低下により、さらに大きな減少幅になっており、平成 17 年末で 1.1％となっている。これは最近の景気回復に伴い、より良い立地のビル及びより高いグレードのビルへの移転が進んでいるものと考えられる。（図１）

２．ソフト系IT産業の集積動向

東京都山手線周辺におけるソフト系ＩＴ産業の事業所数（主要なターミナル駅（基準駅）から半径１km 圏内にある事業所）の過去１年間（平成 16 年 10 月～平成 17 年９月）の伸び率は、秋葉原、神田、九段下から銀座、浜松町にかけての山手線東部地域で高く、引き続き山手線東部地域での堅調な事業所数の伸びが見られた。一方で、山手線西部地域では、これまで事業所数が減少している地域が多かったが、池袋、渋谷、恵比寿周辺等を中心に増加している（図２）。このように山手線周辺におけるソフト系ＩＴ産業の事業所の立地動向は、これまで東部の大規模再開発地域が中心であったが、西部でも立地の動きが出てきたことがうかがえる。

山手線東部地域でソフト系ＩＴ産業の事業所数が伸びている要因は、ソフト系ＩＴ産業の事業所の系列企業や同業他社が多く集積していることによる取引先との近接性といった事業活動の利便性の高さに加え、大規模再開発による地域のイメージ向上や職住遊学の近接した多様な空間が、ビジネスチャンスの多い事業環境を形成しつつあることがあげられる。

一方、渋谷周辺では、現在もソフト系ＩＴ産業の主要な集積地である渋谷へ

の立地の優位性を認識しているソフト系ＩＴ産業の事業所が、近年の景気回復を受けて業績が回復し、渋谷のオフィス賃料が低下傾向にあることも加わり、立地拡大につながったようである。

図２　基準駅から半径 1㎞ 圏内の事業所数とその伸び率～山手線沿線～

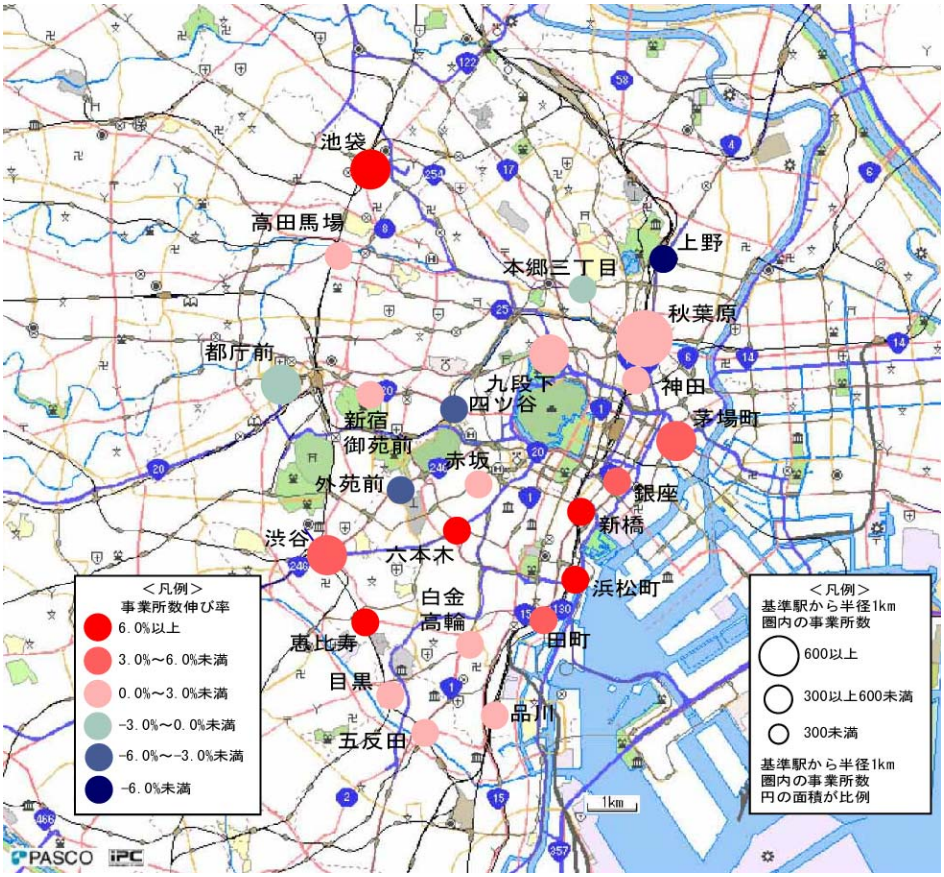

３．農林水産業に関する現況

（農業体験や交流活動のための市民農園の取組事例）

東京都練馬区では、都市農業の持つ機能と役割を最大限に発揮するため、農家自らが開設・管理し、耕作の主導権を持って経営する農業体験農園（農園利用方式）が先進的に取り組まれている。こうした農業体験を通じ、農家と利用者の交流が都市農業の理解に繋がり、都市部での農業の持続的な発展に貢献している。

農家による講習の様子

第３節　個人主体の多様な活動の展開

１．ＮＰＯの現状

首都圏におけるＮＰＯ法人について、活動分野別に認証状況をみると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多く、平成 17 年１年間の増加率については、改正ＮＰＯ法施行日以降に申請して認証された第 14～16 号の活動分野の増加率が高くなっている。（図１）

図１　首都圏における活動分野別のＮＰＯ法人認証状況（平成 17 年 12 月末現在）

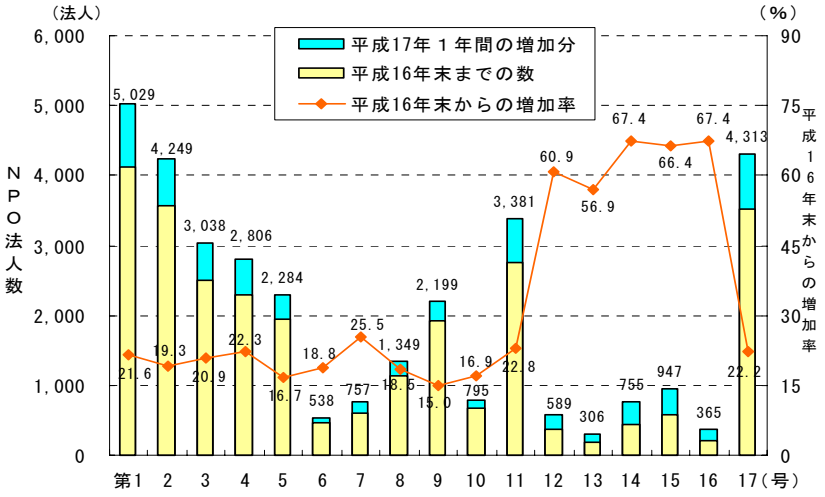

号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

注１：号数及び活動の種類は、ＮＰＯ法に基づいている。
注２：第12～16号は、改正ＮＰＯ法施行日（平成15年5月1日）によって追加された活動の種類である。
注３：１団体が複数の号の活動を行う場合、各号を１法人として複数計上している。（複数計上法人数24,662）
資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

２．まちづくりをめぐる高齢者等支援

公共交通施設については、平成 12 年 11 月に交通バリアフリー法[1)]が施行され、高齢者、身体障害者等の移動の利便性・安全性の向上が図られており、同法に基づく基本構想を作成している首都圏における市区町村は、平成 17 年 12 月末時点で、首都圏の約 14.5%にあたる 61 市区町村となっている（図２）。

図２　交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成状況

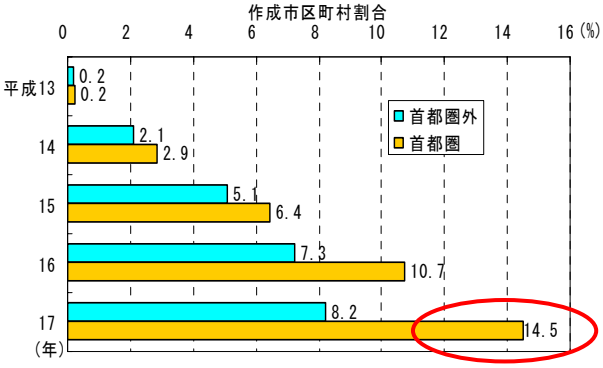

注：各年12月末現在における作成状況。市区町村割合は、平成18年1月1日時点の市区町村数で計算している。
資料：国土交通省

1）交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 68 号）の通称

第４節　環境との共生

１．都市環境インフラのグランドデザインの進捗

首都圏における水と緑のネットワークを構築し、都市に潤いを与えることを目的として、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）が平成 16 年３月に策定された。

このグランドデザインに基づき、近郊緑地保全区域の新たな指定に関する検討をはじめとして、行政や市民、ＮＰＯ等の多様な主体による取組が進められている。

図１首都圏の都市環境インフラの将来像

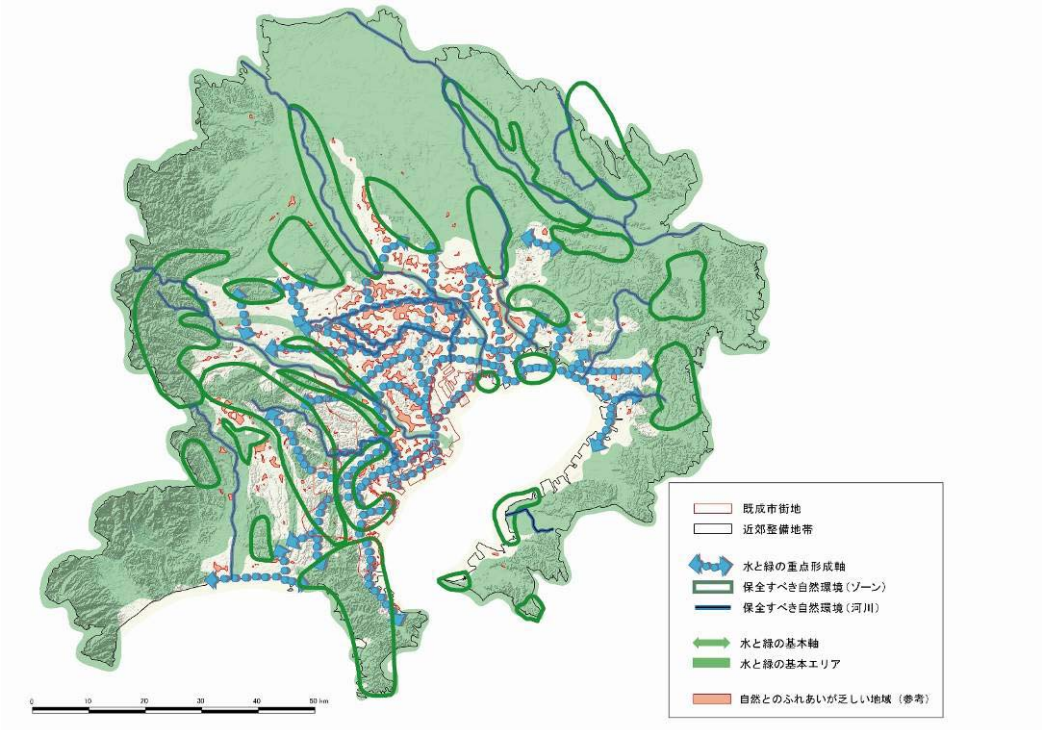

（地域における取組事例）

千葉市では、多様な生物の生息・生育環境の確保と市民が身近に自然とふれあえる場を提供することを目指し、河川沿いの休耕田を対象に市民との協働によるビオトープ整備事業を進め、平成 17 年度から供用を開始した。計画当初より地域住民の意見を取り入れ、草刈や湿地・土水路・池づくり等の整備を行ったもので、今後は、市民団体との間で締結した活動協定に基づき維持管理や運営を行うとともに、ヘイケボタル等の自然観察や環境学習等の場となることが期待されている。

坂月川ビオトープの案内板

（近郊緑地保全区域の新たな指定）

グランドデザインにおいて保全すべき自然環境として抽出した三浦半島ゾーンに位置する神奈川県三浦市の小網代区域（約 70ha）を、平成 17 年９月に近郊緑地保全区域に新規指定した。

小網代区域は、周辺住民等から「小網代の森」と呼ばれ親しまれている首都圏近郊に残る貴重な大規模緑地であり、アカテガニの放仔をはじめとした自然観察や環境学習等の活動が盛んな場所であるとともに、関東地方では唯一、水系を軸に森林・湿地・干潟・海が自然の状態でまとまった完結した集水域を形成し、オオタカなどの希少種を含む貴重な生態系を維持している。

小網代区域の指定は、昭和 48 年以来 32 年ぶりの新規指定であり、首都圏において 19 区域目の指定となった。（平成 17 年度末現在、19 区域、15,763ha）

写真左上：アカテガニ観察会の様子（8 月）　右：小網代近郊緑地保全区域
左下：アカテガニの放仔の様子

第５節　安全で質の高い生活環境の整備

（首都圏における治水対策）

妙正寺川北原橋付近

資料：中野区

平成 17 年９月４日夕刻から５日未明にかけて時間最大 100 ミリ以上の集中豪雨により、杉並区、中野区等で約 114ha が浸水、浸水家屋約 3,700 戸となる甚大な被害が発生した。再度災害防止の観点から、平成 17 年 11 月 18 日、神田川（妙正寺川・善福寺川）を河川激甚災害対策特別緊急事業として採択し、概ね５ヵ年で当該地域の護岸整備、妙正寺川取水施設、河床掘削等の整備を行い河川の流下能力を向上させると共に洪水を効果的に貯留し、治水安全度を大幅に向上させることとした。

またこの集中豪雨においては、以前より整備が進められてきた神田川・環状七号線地下調節池では、供用中の第一期区間、及び、供用前であったが安全性確認の上緊急的に活用した第二区間に、約 42 万 m^3 の雨水を貯留し、推定 30ha の浸水面積の削減等、被害の軽減に貢献した。

神田川取水施設の流入状況

資料：国土交通省

環状七号線地下調節池の内部

資料：東京都

第６節　将来に引き継ぐ社会資本の整備

１．交通体系の整備

（三環状道路の整備）

首都高速中央環状線については、中央環状新宿線（目黒区青葉台から板橋区熊野町：延長約 11km）の整備が進められているほか、平成 16 年 11 月に都市計画決定がなされた中央環状品川線（品川区八潮から目黒区青葉台：延長約９km）では、平成 17 年に一部区間が東京都の街路事業として事業着手された。平成18年度からは東京都と首都高速道路株式会社による合併施行により事業が推進される。

また、東京外かく環状道路については、常磐自動車道から東関東自動車道までの区間のうち、三郷から三郷南までの区間（延長約４km）が平成 17 年 11 月に供用し、三郷南から高谷 JCT までの区間（延長約 16 km）についても早期供用に向けて整備が進められている。一方、関越自動車道から東名高速道路までの区間については、PI（パブリック・インボルブメント）の取り組みを経て、平成17年９月に国土交通省及び東京都が計画の具体化に向けた考え方を発表した。今後も、関係者の意見を聴きながら整備に向けて検討が進められる予定である。

図１　三環状道路の整備状況

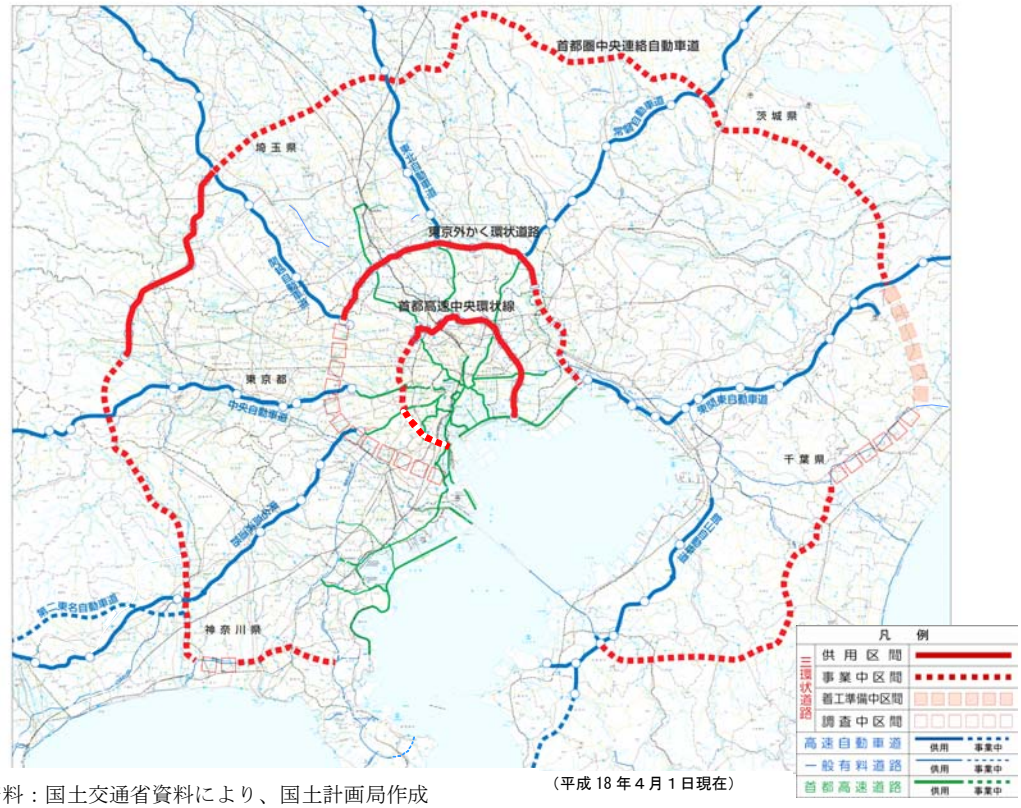

（平成 18 年４月１日現在）

資料：国土交通省資料により、国土計画局作成

さらに、首都圏中央連絡自動車道については、全体延長約 300km のうち、約 266km を事業化しており、これまでに約 32km が開通している。残りの大栄～横芝間についても、都市計画及び環境影響評価に関する手続が進められている。現在事業中の区間については、「目標宣言プロジェクト」にもとづき、開通目標とともに毎年度の事業進捗目標とその達成度を合わせて公表されており、今後約 10 年での開通に向けて整備が推進されている。

（情報通信技術の活用）

現在、ＥＴＣ（ノンストップ自動料金支払いシステム）に関しては、平成 18 年３月にＥＴＣ車載器のセットアップ台数が全国で 1,100 万台を超えるなど普及が進んでいる。特に首都圏では、一部の県道路公社等を除くほぼ全ての料金所においてＥＴＣゲートが整備されており、首都高速道路におけるＥＴＣ利用率も 65.4%（平成 18 年３月 24 日～30 日の平均）に達している。

図２　ＥＴＣ利用の推移

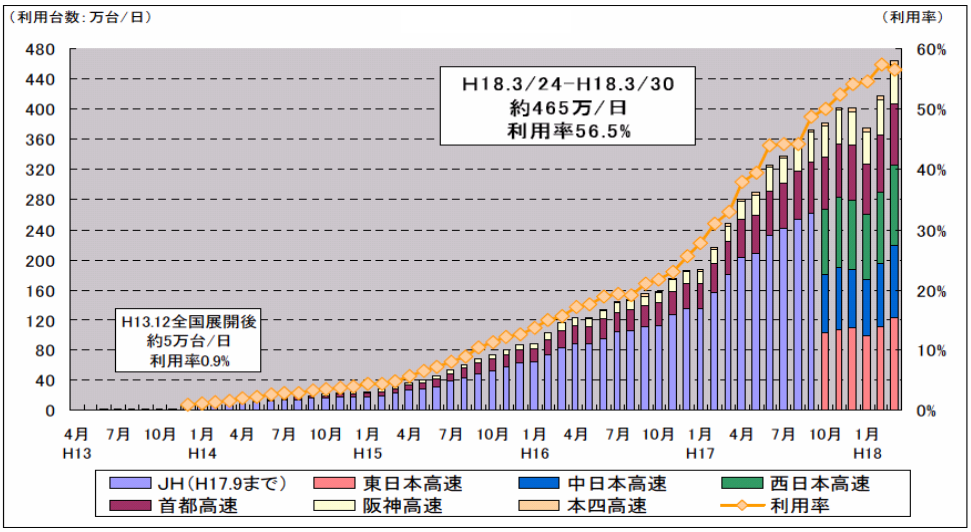

資料：国土交通省

（鉄道の混雑緩和や利便性向上等に寄与する取組）

平成17年８月24日に、首都圏北東部を縦断する新たな鉄道として、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスが開業した。つくば～秋葉原間58.3ｋｍが最速45分で結ばれ、一日あたり約15万人（開業後約半年間の平均）に利用されている。

走行中のつくばエクスプレス（南流山付近）

資料：首都圏新都市鉄道㈱

【第３章　首都圏整備の推進】

首都圏整備に資する国土交通省の各種施策や平成17年度の事業実施状況について記述。

１．業務核都市の整備

平成18年３月に春日部・越谷地域の業務核都市基本構想が同意され、これまでに基本構想が承認・同意された地域は、千葉、木更津、埼玉中枢都市圏、土浦・つくば・牛久、横浜、八王子・立川・多摩、川崎、厚木、熊谷・深谷、成田・千葉ニュータウン及び町田・相模原を含め12地域となった。青梅市、川越市及び柏市については、現在関係都県等において基本構想作成のための準備が行われている。

また、木更津業務核都市のかずさアカデミアパーク地区では、平成17年５月に、かずさＤＮＡ研究所バイオ共同研究開発センターが完成した。

２．筑波研究学園都市の整備

平成17年度においては、公共公益施設について、つくばエクスプレスつくば駅、首都圏中央連絡自動車道（（仮称）つくばＩＣ～（仮称）江戸崎ＩＣ間（供用区間つくばＪＣＴ間～つくば牛久ＩＣを除く））及び国道６号牛久土浦バイパス等の工事の進捗が図られた。

３．国会等の移転に関する検討

現在、国会に設置された「国会等の移転に関する政党間両院協議会」において移転についての検討が進められている。平成16年12月には「座長とりまとめ」がまとめられ、今後、同協議会において、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などについての考え方を深めるための調査、検討を行うこととされている。

４．大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

平成17年７月に、「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針」を策定した。さらに、地下施設の埋設情報等を収集、一元化する大深度地下情報システムについても、首都圏の整備を完了させるとともに、技術的な課題の検討等の利用環境の整備を進めているところである。

（このほか、政策区域等に基づく諸施策の推進、国の行政機関等の移転等について記述。）